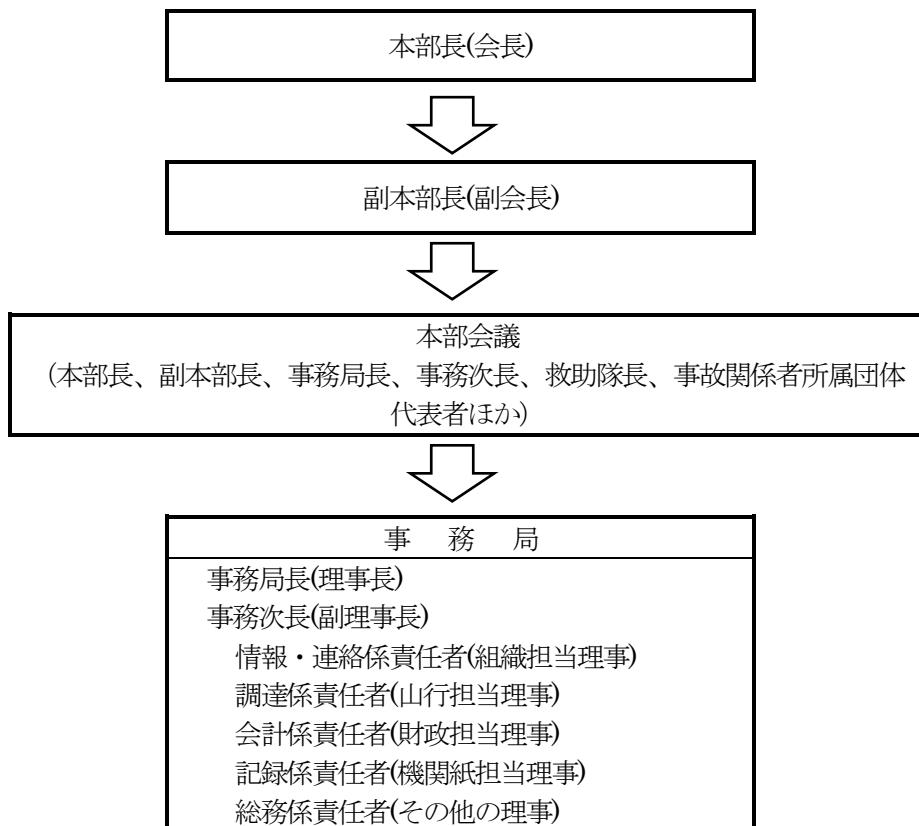


広島県勤労者山岳連盟 遭難対策本部設置規定 (*①)

労山広島県連教育遭難対策規程第5条に基づく遭難対策本部(以下、「遭対本部」という。)の体制・任務分担等を次のとおり定める。

第1 遭対本部の体制



第2 遭対本部の任務分担

1. 本部長は、遭対本部を代表し、遭対本部の活動を総理する。また、情報機関との対応に責任を持つ。
2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、遭対本部の事務処理を統括し、事故関係者の家族や職場との対応に責任を持つ。
4. 事務次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 情報・連絡係は、事故に関する情報収集を行い、関係者や関係機関への連絡・情報提供及び会員の招集を行う。
6. 調達係は、遭対活動に必要な装備・食糧等の調達を行う。
7. 会計係は、遭対活動に必要な資金の確保や会計の処理を行う。
8. 記録係は、遭対活動に関する記録を行う。
9. 総務係は、上記以外で遭対活動に必要な事務処理を行う。

第3 遭対本部の設置場所

遭対本部は、原則として、本部会議構成員の自宅に設置する。また、現地における遭対活動が必要となる場合には、その一部又は全部を現地に設置することができる。

第4 事務局員の任命

事務局長は、必要に応じ事務局員の任命をすることができる。

附則 この規定は、1987年8月25日から実施する。

附則 この規定は、2015年3月29日から実施する。